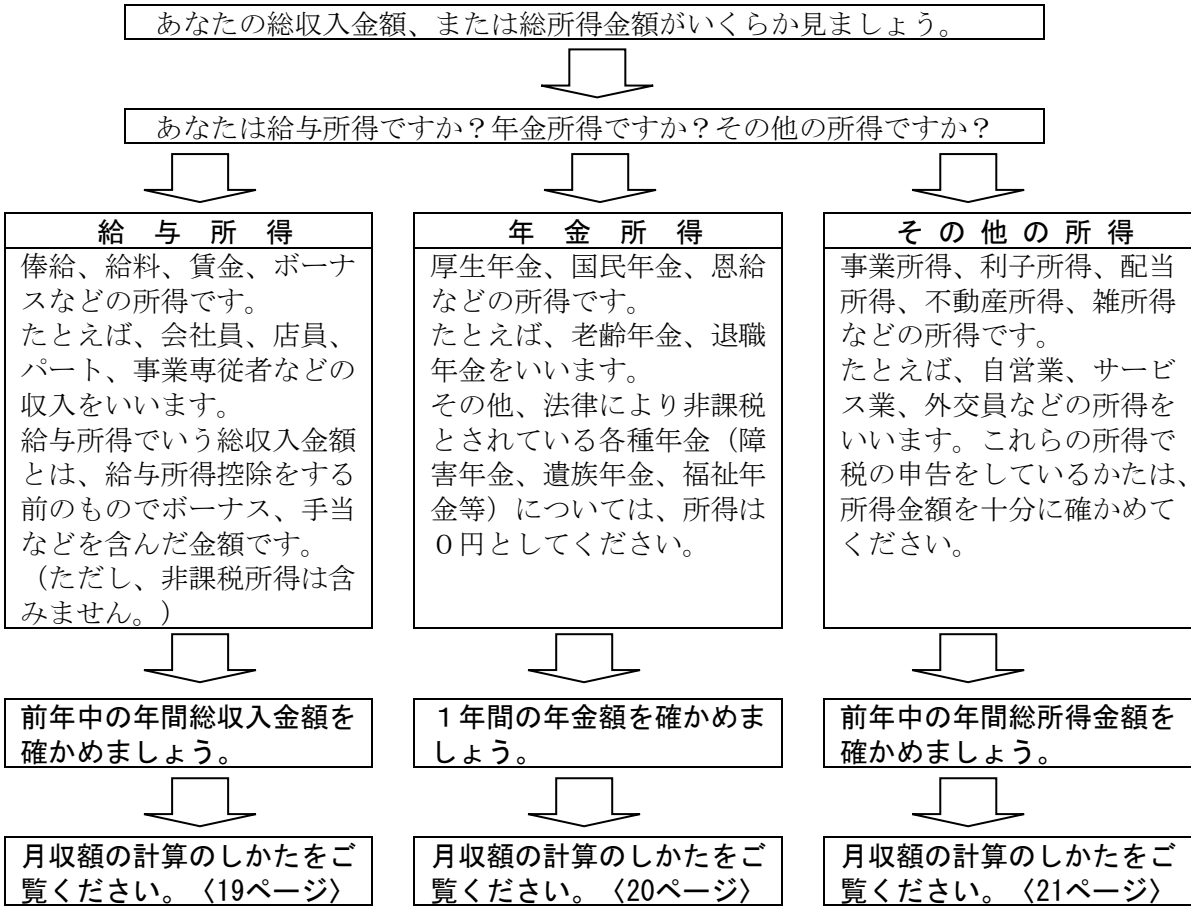


月額額の計算のしかた

(1)はじめに
最初にどの所得に当たるか見てみましょう。



【注意事項】

- ①所得としないもの
生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金(遺族年金等)などの非課税所得については所得0円で計算してください。
- ②退職予定の場合
申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職する人で、以後無職、無収入となる人の収入は0円として計算してください。
- ③勤務することが確実なかたの場合
勤務開始後、1ヶ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居できません。
- ④求職中の場合
申込み末日時点で職が決まっていなかった場合は、収入は0円として計算してください。

(2) 控除額の計算のしかた

控除額を調べてみましょう

この中の該当する控除額を計算しましょう

控除の種類	控 除 の 内 容	控 除 額
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族 38万円× 人	円
寡婦(夫)控除	寡婦(夫)であって所得のあるかた 27万円× 人 (計算後の所得が27万円未満のときは、その額)	円
老人控除対象配偶者控除・老人扶養控除	控除対象配偶者又は、扶養親族が70歳以上である場合 10万円× 人	円
特定扶養控除	扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満である場合 25万円× 人	円
障害者控除	障害者がいる場合 27万円× 人	円
特別障害者控除	特別障害者がいる場合 40万円× 人	円
控 除 額 合 計		円

* 寡婦(夫)…次に該当するかた

- ・ 夫と死別、離婚した後婚姻をしていないかた、夫の生死が明らかでないかた又は婚姻によらないで母となり現に婚姻をしていないかたで扶養親族のあるかた
- ・ 夫と死別した後婚姻をしていないかた又は夫の生死が明らかでないかたで、年間所得金額が500万円以下のかた
- ・ 妻と死別、離婚した後婚姻をしていないかた、妻の生死が明らかでないかた又は婚姻によらないで父となり現に婚姻をしていないかたで、生計を一にする子を扶養し、年間所得金額が500万円以下のかた

* 特定扶養対象者…次に該当するかた

- ・ 扶養親族(配偶者を除く)が16歳以上23歳未満であり、年間の合計所得金額が38万円以下であり、事業専従者でないかた

* 障害者…次に該当するかた

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けているかた
- ・ 戦傷病者手帳の交付を受けているかた
- ・ 知的障害者更正相談所等により知的障害と判定されたかた
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかた

* 特別障害者…次に該当するかた

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けているかたで1級又は2級に該当するかた
- ・ 戦傷病者手帳の交付を受けているかたで特別項症から第3項症までに該当するかた
- ・ 知的障害者更正相談所等により重度の知的障害と判定されたかた
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当するかた

(3) 月収額の計算のしかた (その1)

給与所得者の場合は このページで月収額を計算してみましょう

表-1 年間総収入の計算

年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などをあわせた税込みの金額です。
就職時期に合わせて該当する欄を見て計算してください。

あなたが仕事を始めた時期	計 算 の し か た
① 現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務しているかた	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
② 現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、現在まで1年以上勤務しているかた	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
③ 現在の勤務先に就職してからまだ1年にならないかた	勤務した翌月から申込みの月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込みの月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与} = 1 \text{ 年間の推定総収入金額}$
④ 現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給料を受けていないかた	雇用条件に基づき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

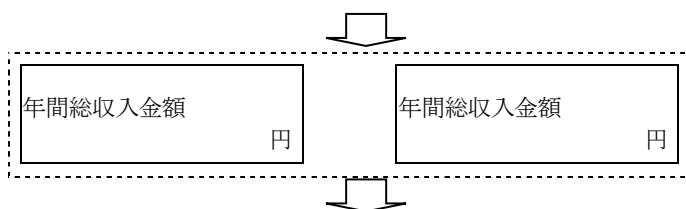
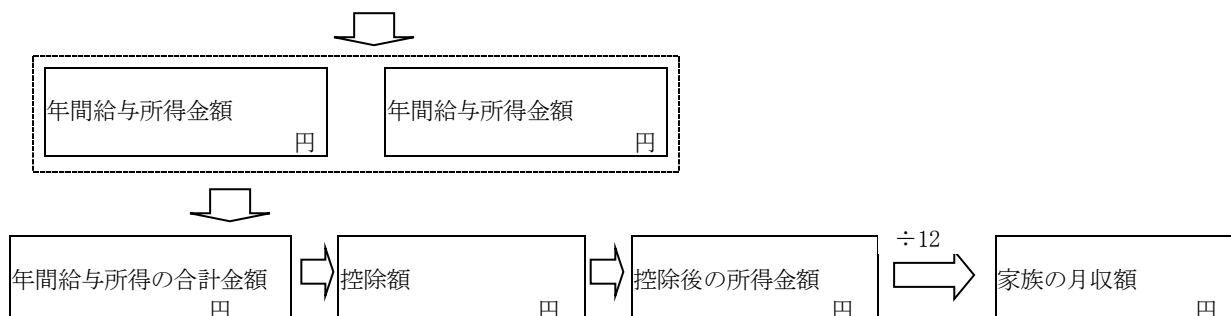


表-2 総収入金額から、年間給与所得金額を計算する方法

年 間 総 収 入 金 額	年 間 給 与 所 得 金 額	
651,000円未満	年間給与所得 = 0	
651,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 650,000円 = 年間給与所得	
1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得 = 969,000円	
1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得 = 970,000円	
1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得 = 972,000円	
1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得 = 974,000円	
1,628,000円以上 1,804,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの	A × 0.6 = 年間給与所得
1,804,000円以上 3,604,000円未満	1円未満を切り捨てた後4000を掛け戻し、	A × 0.7 - 180,000円 = 年間給与所得
3,604,000円以上 6,600,000円未満	出た額を右のAに当てはめてください。	A × 0.8 - 540,000円 = 年間給与所得
6,600,000円以上 10,000,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,200,000円 = 年間給与所得	



(4) 月収額の計算のしかた (その2)

年金所得者の場合は このページで月収額を計算してみましょう

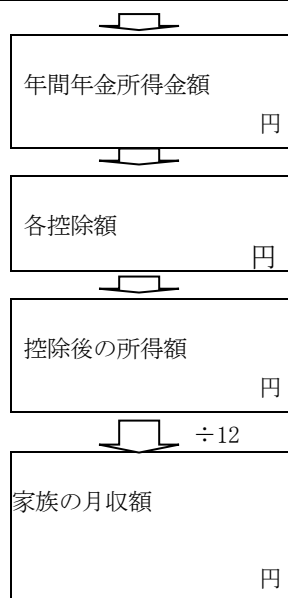
表-3 年間総収入の計算

① 引続き1年以上年金を支給されているかた	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)
② 年金を支給されて、まだ1年にならないかた	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額 (2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額)



表-4 年間総収入金額から、年間年金所得金額を計算する方法

年間総収入額 (A)		年間年金所得金額
65歳以上のかた	120万円未満	年間年金所得 = 0
	120万円以上 330万円未満	$(A) - 120万円 = \text{年間年金所得}$
	330万円以上 410万円未満	$(A) \times 0.75 - 37万5千円 = \text{年間年金所得}$
	410万円以上 770万円未満	$(A) \times 0.85 - 78万5千円 = \text{年間年金所得}$
	770万円以上の方	$(A) \times 0.95 - 155万5千円 = \text{年間年金所得}$
65才未満のかた	70万円未満	年間年金所得 = 0
	70万円以上 130万円未満	$(A) - 70万円 = \text{年間年金所得}$
	130万円以上 410万円未満	$(A) \times 0.75 - 37万5千円 = \text{年間年金所得}$
	410万円以上 770万円未満	$(A) \times 0.85 - 78万5千円 = \text{年間年金所得}$
	770万円以上の方	$(A) \times 0.95 - 155万5千円 = \text{年間年金所得}$



(5)月収額の計算のしかた（その3）

その他の所得者の場合は このページで月収額を計算してみましょう

表-5 年間総所得金額の計算

開業等の時期	計算のしかた
① 前年1月1日以前から引続き現在まで同じ事業をしているかた	前年中の年間所得金額（前年分の所得税確定申告書控の所得金額） 所得金額＝年間総収入金額－必要経費
② 前年1月2日以後に現在の事業を始めたかた	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する 収入期間のとり方については、「給与所得者の場合」（19ページ）の例にならってください。

